

別表第四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	ボイラー	固体化石燃料、RDF、RPF、廃タイヤ、廃プラスチック類、 原油、B・C重油	〇・〇〇〇〇〇〇一三
二	金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)の精錬の用に供する焼結炉	液体化石燃料(コンデンセート、NG、原油及びB・C重油を除く)、 廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油(植物性のもの及び動物性のものを除く)、 廃プラスチック類から製造される燃料炭化水素油	〇・〇〇〇〇〇〇二六
三	金属の精錬の用に供するペレット焼成炉	固体化石燃料、液体化石燃料又は気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇三三
四	金属の製造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	固体化石燃料、液体化石燃料又は気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一六
五	石油製品、石油化学製品若しくはコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉	液体化石燃料及び気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一六
六	触媒再生塔	固体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一三
七	焼成炉(三の項に掲げるものを除く)	石炭コークス、石油コークス又はFCCコーク、 コールタル、石油アスファルト	〇・〇〇〇〇〇〇五四
八	セメント若しくはれんがの原料、骨材又は鋳型の乾燥の用に供する乾燥炉	固体化石燃料、液体化石燃料又は気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一五
九	乾燥炉(前項に掲げるものを除く)	固体化石燃料、液体化石燃料又は気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇二九
十	工業炉(二の項から九の項までに掲げるものを除く)	固体化石燃料、液体化石燃料又は気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇六六
十一	ガスタービン(航空機又は船舶に用いられるものを除く)	固体化石燃料、RPF、 廃タイヤ、廃プラスチック類	〇・〇〇〇〇〇〇一三
十二	ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く)	液体化石燃料及び気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇八三
十三	ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)	液体化石燃料及び気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇八二
十四	業務用のこたげ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	液体化石燃料及び気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇七〇
		固体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇二九
		液体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇九五
		気体化石燃料	〇・〇〇〇〇〇〇四五
		バイオマス燃料(木材、木質廃材、 黒液、バイオガス、 その他バイオマス)	〇・〇〇〇〇二九

別表第五

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	輸入原料炭	トン	二八・七
二	コークス用原料炭	トン	二八・九
三	吹込用原料炭	トン	二六・三
四	輸入一般炭	トン	二六・一
五	国産一般炭	トン	二四・二
六	輸入無煙炭	トン	二七・八
七	石炭コークス	トン	二九・〇
八	石油コークス、FCCコーク(流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素)	トン	三三・一
九	コールタル	トン	三三・三
十	石油アスファルト	トン	三三・四
十一	コンデンセート(NG)	キロリットル	三三・八
十二	原油(前項に掲げるものを除く)	キロリットル	三三・三
十三	ガソリン	キロリットル	三三・三
十四	ナフサ	キロリットル	三三・三
十五	ジェット燃料油	キロリットル	三三・三
十六	灯油	キロリットル	三三・三
十七	軽油	キロリットル	三三・三
十八	A重油	キロリットル	三三・三
十九	B重油又はC重油	キロリットル	三三・三
二十	潤滑油	キロリットル	三三・三
二十一	液化石油ガス(LPG)	トン	四一・一
二十二	石油系炭化水素ガス	トン	四一・一
二十三	液化天然ガス(LNG)	トン	四一・一
二十四	天然ガス(前項に掲げるものを除く)	トン	四一・一
二十五	コークス炉ガス	トン	四一・一
二十六	高炉ガス	トン	四一・一
二十七	発電用高炉ガス	トン	四一・一
二十八	転炉ガス	トン	四一・一
二十九	都市ガス	トン	四一・一
三十	ごみ固形燃料(RDF)	トン	四一・一
三十一	廃プラスチック類(RPF)	トン	四一・一
三十二	廃タイヤ	トン	四一・一
三十三	廃プラスチック類(一般廃棄物)	トン	四一・一
三十四	廃プラスチック類(産業廃棄物)	トン	四一・一
三十五	廃油又は廃油から製造される燃料炭化水素油(植物性のもの及び動物性のものを除く)	キロリットル	四一・二
三十六	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	四一・二
三十七	木材	トン	四一・二
三十八	木質廃材	トン	四一・二
三十九	黒液	トン	四一・二
四十	バイオガス	トン	四一・二
四十一	バイオマス(木材、木質廃材、 黒液及びバイオガスを除く)	トン	四一・二

備考 二十九の項中第四欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、同欄に掲げる値に代えて、標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適当と認める値を用いることができる。







別表第十四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一	輸入原料炭	トン	二十九・〇	〇・〇二四五
二	コークス用原料炭	トン	二十九・〇	〇・〇二四五
三	吹込用原料炭	トン	二十九・〇	〇・〇二四五
四	輸入一般炭	トン	二十五・七	〇・〇二四七
五	国産一般炭	トン	二十五・七	〇・〇二四七
六	輸入無煙炭	トン	二十六・九	〇・〇二五五
七	石炭コークス	トン	二十九・四	〇・〇二九四
八	石油コークス、FCCコーク	トン	二十九・九	〇・〇二五四
九	コールタール	トン	三十七・三	〇・〇二〇九
十	石油アスファルト	トン	四十・九	〇・〇二〇八
十一	コンデンセート(NG L)	キロリットル	三十五・三	〇・〇一八四
十二	原油(前項に掲げるものを除く。)	キロリットル	三十八・二	〇・〇一八七
十三	ガソリン	キロリットル	三十四・六	〇・〇一八三
十四	ナフサ	キロリットル	三十三・六	〇・〇一八二
十五	ジェット燃料油	キロリットル	三十六・七	〇・〇一八三
十六	灯油	キロリットル	三十六・七	〇・〇一八五
十七	軽油	キロリットル	三十七・七	〇・〇一八七
十八	A重油	キロリットル	三十九・一	〇・〇一八九
十九	B重油又はC重油	キロリットル	四十一・九	〇・〇一九五
二十	潤滑油	キロリットル	四十・二	〇・〇一九九
二十一	液化石油ガス(LPG)	トン	五十・八	〇・〇一六一
二十二	石油系炭化水素ガス	温度が零度で圧力が一気圧の状態(以下「標準状態」という。)に換算した千立方メートル	四十四・九	〇・〇一四二
二十三	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・六	〇・〇一三五
二十四	天然ガス(前項に掲げるものを除く。)	標準状態に換算した千立方メートル	四十三・五	〇・〇一三九
二十五	コークス炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	二十一・一	〇・〇一一〇
二十六	高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一	〇・〇二六三
二十七	発電用高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三・四一	〇・〇二六三
二十八	転炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	八・四一	〇・〇三八四
二十九	都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十四・八	〇・〇一三六

備考 二十九の項中第四欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、同欄に掲げる値に代えて、標準状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適当と認める値を用いることができる。

別表第十五から別表第十七までを削る。

附則

- この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- この告示の施行の日前に行われた平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)第一条の規定による発電又は熱利用に係る特定温室効果ガス排出量の削減量への換算に用いる排出係数について、令和八年三月三十一日以前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)第四条の二十一の八第二項に基づいて申請された場合については、なお従前の例による。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001

定価 本号  
 一箇月 一七〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一  
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)  
 郵便番号 101-0051

